

アジア地域ファンド・パスポート創設についての声明（仮訳）

前 文

アジア地域の各エコノミーは、金融市場間のより良い関係構築の重要性を認める。

各エコノミー間の法令及び規制上の差異がひきおこしている、クロスボーダー金融取引上の障壁を減少させるため、アジア地域の各エコノミーが協力を行うことで、より深度があり効率的な金融市場の構築を進めることが可能である。また、そのことにより持続的かつ健全な経済成長に寄与することが出来る。

この目的に向けて、アジア地域の各エコノミーは、域内の集団投資スキームのクロスボーダー販売の促進のため、長期的に、最大限の範囲での相互認証に基づく多国間の枠組みの策定に取り組んできた。

豪州、日本、韓国、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール及びタイで構成されるアジア地域ファンド・パスポート作業グループは、域内の他の関係エコノミーと共に、ファンド・パスポートの進展に向けた努力を継続してきた。

合意声明

我々、豪州、日本、韓国、ニュージーランド、フィリピン及びタイの財務省又は金融当局は、

- a. アジア地域ファンド・パスポート（以下、「パスポート」）を創設し参加する意図を共有する。当該パスポートは、一旦施行されれば、参加エコノミーにおける適格集団投資スキームのクロスボーダー販売を促進するものである。
- b. 以下の目標を共有する。
 - i. アジア地域経済発展のための資金調達にむけ、アジア地域の資本市場の深化を行い、
 - ii. 健全な経済成長を支援する観点から、アジア地域の金融市場及び資産運用業の能力、専門性及び国際的な競争力の強化を行い、
 - iii. アジア地域の貯蓄が域内で流通することを促進し、アジア地域の投資に利用可能な資金プールの拡大を図り、
 - iv. 各参加エコノミーの投資家に対し、より多様な投資機会を提供し、ポートフォリオのより適切な管理及び投資目的の達成を可能とし、
 - v. 金融サービスのための市場の、投資家保護及び公平性、効率性及び透明性を促進する法・規制の枠組みを維持し、金融の安定性を支援し、集団投資スキームの運用及び流通に関する高い水準を提供する。

そして、以下の事項の取極めを行った。

1. 我々は、誠実かつ友好的に作業に取り組み、パスポートの指針となる原則及び基本的な取極めの策定、協議及び改善を行った。
2. 我々は、パスポートに参加する意図がある。
3. 我々は、政府、関係機関又は証券規制当局が、パスポートの実施にかかる協力覚書に責任を有し、署名することを認める。
4. 我々は、関係政府、機関及び規制当局が、パスポートの業務開始及び効率的な業務遂行を可能とするために必要な全ての事柄を最終化する意図がある。
5. 我々は、本声明で定められた協力が、協力覚書に定義された国内法及び規制並びに国際法上の義務と一貫性のある形で実施されることを意図している。
6. 我々は、必ずしも本声明の全ての参加エコノミーが創設当初からパスポートへの参加を選択するとは限らず、現在の規制、経済及び市場環境により参加できないエコノミーがありうることを認める。長期的にパスポートがより包括的な取組みとなるようにするという共通の目的に基づき、我々は、パスポートの運用開始後も、各エコノミーの固有な状況に応じて、適切な時期に適格なエコノミーが参加することが認められるようにする意図がある。適格エコノミーには以下の本声明の参加者以外のエコノミーも含まれることがある。
7. この声明は、2013年9月20日にインドネシアのヌサドゥアで各国財務大臣が署名したアジア地域ファンド・パスポート創設のための意図表明文書に全体として代わるものである。
8. この声明は、参加者の認識を具体化したものであり、これによって法的拘束力のある権利若しくは義務が生じ、権利が付与され、又はそれぞれの法域において施行若しくは適用されている法及び規制が変更又は廃止されるものではない。
9. この声明の署名者は、本声明を実行する正当な権限を有する。